

処理施設に関する事項

<産業廃棄物の処理施設>

	設置場所	設置年月日	施設の種類	産業廃棄物の種類	処理能力	処理方式	構造及び設備の概要	許可証
1号機	岡山県岡山市南区 築港元町4番地	平成15年3月20日	汚泥・廃プラスチック類・産業廃棄物の焼却施設	(特別管理産業廃棄物) ・感染性産業廃棄物 (産業廃棄物) ・燃え殻 ・汚泥 ・廃酸 ・廃アルカリ ・廃プラスチック類 ・紙くず ・木くず ・繊維くず ・動植物性残さ ・ゴムくず	33t/日 (混焼能力換算) (稼働時間:20h/日) (100m ³ /バッチ) 火格子面積:7.5m ² (燃烧炉床面積)	乾溜ガス化炉	・焼却炉:乾留ガス化燃烧方式 焼却能力:1.38t/h (混焼能力換算) ・バーナー炉:熱酸化炉 ・二次燃烧炉:拡散燃烧自動温度調節方式 燃烧ガス温度:980℃ 燃烧ガス滞留時間:2秒以上 ・一次冷却炉:無圧式 ・二次冷却炉:湿式完全蒸発型 ・排ガス処理設備:トップリムーバル ・焼却灰の処分方法:燃え殻、ばいじんを 管理型最終処分場にて埋立	別途記載
2号機		平成26年3月25日	汚泥・廃プラスチック類・産業廃棄物の焼却施設	(特別管理産業廃棄物) ・感染性産業廃棄物 (産業廃棄物) ・燃え殻 ・汚泥 ・廃酸 ・廃アルカリ ・廃プラスチック類 ・紙くず ・木くず ・繊維くず ・動植物性残さ ・ゴムくず	33t/日 (混焼能力換算) (稼働時間:20h/日) (100m ³ /バッチ) 火格子面積:7.5m ² (燃烧炉床面積)	乾溜ガス化炉	・焼却炉:乾留ガス化燃烧方式 焼却能力:1.38t/h (混焼能力換算) ・バーナー炉:熱酸化炉 ・二次燃烧炉:拡散燃烧自動温度調節方式 燃烧ガス温度:980℃ 燃烧ガス滞留時間:2秒以上 ・一次冷却炉:無圧式 ・二次冷却炉:湿式完全蒸発型 ・排ガス処理設備:トップリムーバル ・焼却灰の処分方法:燃え殻、ばいじんを 管理型最終処分場にて埋立	別途記載

処理施設に関する事項

<産業廃棄物の処理施設>

	設置場所	設置年月日	施設の種類	産業廃棄物の種類	処理能力	処理方式	構造及び設備の概要	許可証
3 号 機		令和2年12月1日	汚泥・廃プラスチック類・産業廃棄物・廃油の焼却施設	(特別管理産業廃棄物) ・燃焼しやすい廃油 ・腐食性廃酸 ・腐食性廃アルカリ ・感染性産業廃棄物 (産業廃棄物) ・燃え殻 ・汚泥 ・廃油 ・廃酸 ・廃アルカリ ・廃プラスチック類 ・紙くず ・木くず ・繊維くず ・動植物性残さ ・動物系固形不要物 ・ゴムくず ・金属くず ・ガラスくず・コンクリートくず (がれき類を除く。) ・陶磁器くず ・動物の死体	47t/日 (混焼能力換算) (稼働時間:24h/日) 火格子面積:2.14㎡ (燃焼炉床面積)	縦型式ストーカ炉	・焼却炉:縦型ストーカ式(パーティカル炉®) 焼却能力:1.96t/h (混焼能力換算) 燃焼ガス温度:980℃ 燃焼ガス滞留時間:2秒以上 ・冷却炉:水噴射式 ・排ガス処理設備: ろ過式集じん装置,乾式有害ガス除去装置 ・焼却灰の処分方法:燃え殻,ばいじんを 管理型最終処分場にて埋立	別途記載

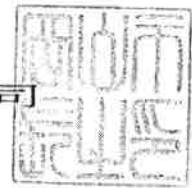
産業廃棄物処理施設設置許可証

住 所 岡山市当新田443番地の1
氏 名 株式会社 衛生センター
代表取締役 八田武志

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五第一項の規定により設置の許可を受けた産業廃棄物
処理施設であることを証する



岡山市長 萩原 誠 司



1. 許可の年月日 平成14年12月4日
2. 許可番号 第(13の2)-2号
3. 施設の種類 産業廃棄物の焼却施設(1号機)
4. 産業廃棄物の種類 燃え殻、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、
ゴムくず、感染性産業廃棄物 以上9種類
5. 設置場所 岡山市築港元町4番(面積:10,201.39㎡)
6. 処理能力 燃え殻:1,559kg/時(31.18t/日)、廃酸:312kg/時(6.24t/日)、廃アルカリ
:312kg/時(6.24t/日)、紙くず:1,539kg/時(30.78t/日)、木くず:1,539
kg/時(30.78t/日)、繊維くず:1,679kg/時(33.58t/日)、動植物性残さ:
1,415kg/時(28.30t/日)、ゴムくず:1,544kg/時(30.88t/日)、感染性産
業廃棄物:1,652kg/時(33.04t/日) (1日20時間稼働)
7. 許可の条件 なし

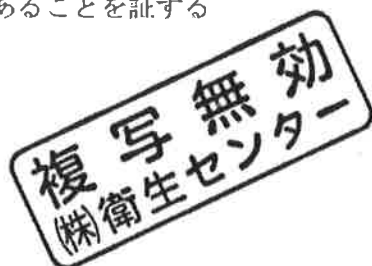
(留意事項)

1. 施設の設置にあたっては、各種関連法規を遵守すること。
2. 計画内容等を変更しようとする場合は、当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。
3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。

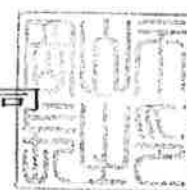
産業廃棄物処理施設設置許可証

住 所 岡山市当新田443番地の1
氏 名 株式会社 衛生センター
代表取締役 八田武志

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五第一項の規定により設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する



岡山市長 萩原 誠 司



1. 許可の年月日 平成14年12月4日
2. 許可番号 第(13の2)-3号
3. 施設の種類 産業廃棄物の焼却施設(2号機)
4. 産業廃棄物の種類 燃え殻、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、感染性産業廃棄物 以上9種類
5. 設置場所 岡山市築港元町4番(面積:10,201.39㎡)
6. 処理能力 燃え殻:1,559kg/時(31.18t/日)、廃酸:312kg/時(6.24t/日)、廃アルカリ:312kg/時(6.24t/日)、紙くず:1,539kg/時(30.78t/日)、木くず:1,539kg/時(30.78t/日)、繊維くず:1,679kg/時(33.58t/日)、動植物性残さ:1,415kg/時(28.30t/日)、ゴムくず:1,544kg/時(30.88t/日)、感染性産業廃棄物:1,652kg/時(33.04t/日) (1日20時間稼働)
7. 許可の条件 なし

(留意事項)

1. 施設の設置にあたっては、各種関連法規を遵守すること。
2. 計画内容等を変更しようとする場合は、当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。
3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。

産業廃棄物処理施設設置許可証

令和元年12月20日

住所 岡山市南区当新田443番地の1
氏名 株式会社衛生センター
代表取締役 八田 高志

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

複写無効
(株)衛生センター

岡山市長 大森雅夫



許可の年月日	令和元年12月20日	許可番号	第(13の2)-8号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)	産業廃棄物の焼却施設(3号炉) 燃え殻、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず(自動車等破砕物を除く。)、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)、陶磁器くず(自動車等破砕物を除く。)、動物の死体(これらのうち石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。) 以上2種類 廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類であるものを含むことのみにより有害なものに限る。)、廃酸(水素イオン濃度指数2.0以下のもの限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。)、廃アルカリ(水素イオン濃度指数12.5以上のもの限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。)、感染性産業廃棄物(感染性産業廃棄物を含むことのみにより有害なものに限る。) 以上4種類		
設置場所	岡山市南区築港元町4番1の一部		
処理能力	燃え殻82.3トン/日(24時間)、廃酸11.3トン/日(24時間)、廃アルカリ11.3トン/日(24時間)、紙くず64.4トン/日(24時間)、木くず80トン/日(24時間)、繊維くず50トン/日(24時間)、動植物性残さ25.9トン/日(24時間)、動物系固形不要物25.7トン/日(24時間)、ゴムくず21.5トン/日(24時間)、金属くず43.9トン/日(24時間)、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)、陶磁器くず43.9トン/日(24時間)、動物の死体25.7トン/日(24時間)、廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類)21.6トン/日(24時間)、廃酸(pH2.0以下のもの)11.3トン/日(24時間)、廃アルカリ(pH12.5以上のもの)11.3トン/日(24時間)、感染性産業廃棄物43.9トン/日(24時間)		
許可の条件	なし		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	無		
留意事項	1 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

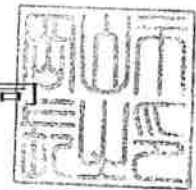
産業廃棄物処理施設設置許可証

住 所 岡山市当新田443番地の1
氏 名 株式会社 衛生センター
代表取締役 八田武志

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五第一項の規定により設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する



岡山市長 萩原 誠 司



1. 許可の年月日 平成14年12月4日
2. 許可番号 第(8)-2号
3. 施設の種類 廃プラスチック類の焼却施設(1号機)
4. 産業廃棄物の種類 廃プラスチック類 以上1種類
5. 設置場所 岡山市築港元町4番(面積:10,201.39㎡)
6. 処理能力 913kg/時(18.26t/日)
(1日20時間稼働)
7. 許可の条件 なし

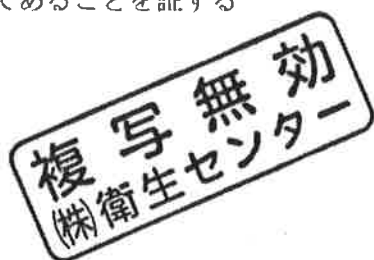
(留意事項)

1. 施設の設置にあたっては、各種関連法規を遵守すること。
2. 計画内容等を変更しようとする場合は、当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。
3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。

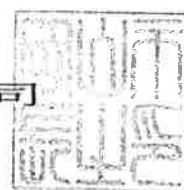
産業廃棄物処理施設設置許可証

住 所 岡山市当新田443番地の1
氏 名 株式会社 衛生センター
代表取締役 八田武志

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五第一項の規定により設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する



岡山市長 萩原 誠 司



- 許可の年月日 平成14年12月4日
- 許可番号 第(8)-3号
- 施設の種類 廃プラスチック類の焼却施設(2号機)
- 産業廃棄物の種類 廃プラスチック類 以上1種類
- 設置場所 岡山市築港元町4番(面積:10,201.39m²)
- 処理能力 913kg/時(18.26t/日)
(1日20時間稼働)
- 許可の条件 なし

(留意事項)

- 施設の設置にあたっては、各種関連法規を遵守すること。
- 計画内容等を変更しようとする場合は、当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。
- 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。

産業廃棄物処理施設設置許可証

令和元年12月20日

住所 岡山市南区当新田443番地の1
氏名 株式会社衛生センター
代表取締役 八田高志

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

複写無効
株衛生センター

岡山市長 大森雅夫



許可の年月日	令和元年12月20日	許可番号	第(8)-7号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)	廃プラスチック類(ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物であるものを除く。)の焼却施設(3号炉) 廃プラスチック類 以上1種類(石綿含有産業廃棄物、自動車等破砕物及び水銀使用製品産業廃棄物を除く。)		
設置場所	岡山市南区築港元町4番1の一部		
処理能力	廃プラスチック類 1,195kg/時(28.7t/日) (1日24時間稼働)		
許可の条件	なし		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	無		
留意事項	1 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

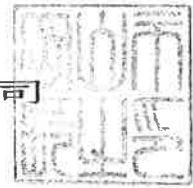
産業廃棄物処理施設設置許可証

住 所 岡山市当新田443番地の1
氏 名 株式会社 衛生センター
代表取締役 八田武志

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五第一項の規定により設置の許可を受けた産業廃棄物
処理施設であることを証する



岡山市長 萩原誠司



1. 許可の年月日 平成14年12月4日
2. 許可番号 第(3)-2号
3. 施設の種類 汚泥の焼却施設(1号機)
4. 産業廃棄物の種類 汚泥 以上1種類
5. 設置場所 岡山市築港元町4番(面積:10,201.39㎡)
6. 処理能力 1,613kg/時(29.325m³/日)
(1日20時間稼働)
7. 許可の条件 なし

(留意事項)

1. 施設の設置にあたっては、各種関連法規を遵守すること。
2. 計画内容等を変更しようとする場合は、当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。
3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。

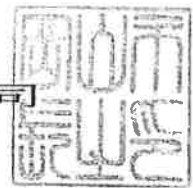
産業廃棄物処理施設設置許可証

住 所 岡山市当新田443番地の1
氏 名 株式会社 衛生センター
代表取締役 八田武志

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五第一項の規定により設置の許可を受けた産業廃棄物
処理施設であることを証する



岡山市長 萩原 誠 司



1. 許可の年月日 平成14年12月4日
2. 許可番号 第(3)-3号
3. 施設の種類 汚泥の焼却施設(2号機)
4. 産業廃棄物の種類 汚泥 以上1種類
5. 設置場所 岡山市築港元町4番(面積:10,201.39m²)
6. 処理能力 1,613kg/時(29.325m³/日)
(1日20時間稼働)
7. 許可の条件 なし

(留意事項)

1. 施設の設置にあたっては、各種関連法規を遵守すること。
2. 計画内容等を変更しようとする場合は、当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。
3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。

産業廃棄物処理施設設置許可証

令和元年12月20日

住所 岡山市南区当新田443番地の1
氏名 株式会社衛生センター
代表取締役 八田高志

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

複写無効
(株)衛生センター

岡山市長 大森雅夫



許可の年月日	令和元年12月20日	許可番号	第(3)-7号
施設の種別及び処理する産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)	汚泥(ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物であるものを除く。)の焼却施設(3号炉) 汚泥 以上1種類(水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。)		
設置場所	岡山市南区築港元町4番1の一部		
処理能力	汚泥 3,280kg/時(78.7t/日) (1日24時間稼働)		
許可の条件	なし		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	無		
留意事項	1 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

産業廃棄物処理施設設置許可証

令和元年12月20日

住所 岡山市南区当新田443番地の1
氏名 株式会社衛生センター
代表取締役 八田高志

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

複写無効
(株)衛生センター

岡山市長 大森雅夫



許可の年月日	令和元年12月20日	許可番号	第(5)-6号
施設の種別及び処理する産業廃棄物の種別(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)	廃油(廃ポリ塩化ビフェニル等を除く。)の焼却施設(3号炉) 廃油 以上1種類		
設置場所	岡山市南区築港元町4番1の一部		
処理能力	廃油 899kg/時(21.6t/日) (1日24時間稼働)		
許可の条件	なし		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	無		
留意事項	1 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員検査を受けること。		